

大東監告示第2号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和3年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和4年11月1日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 大東真司

【担当 監査委員事務局】

令和3年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆政策推進部（秘書広報課、公民連携推進室、行政サービス向上室）

【秘書広報課】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 大東市後援名義の使用について</p> <p>後援名義の使用に際して、大東市後援名義の使用に関する取扱規程に反し、使用日の1か月前までに申請が行われていないケースや、事業完了後1か月以内に報告すべき事業報告書が提出されていないケースが見られた。</p> <p>本件事務については、同規程に反した状況を放置することのないよう、定められた事項を順守されたい。</p>
秘書広報課 措置状況
<p>昨年度、使用日の1か月前までに申請を行わなかった団体に対して、今年度以降、必ず1か月前までに申請を行うよう連絡をしました。</p> <p>また、取扱規程の内容については、ホームページにおいても周知を行っております。</p> <p>事業報告書につきましては、申請時や後援名義使用承認書交付時に、事業完了後1か月以内に提出するよう説明しております。</p>

【公民連携推進室】

監査委員 指摘事項

(2) 旧深野北小学校跡地の賃貸借契約について

旧深野北小学校跡地は、株式会社 アクティブ・スクウェア・大東と年間300万円で賃貸借契約を締結しているが、契約書においては、当該跡地に市が国から年間872,880円で賃借している約755㎡の国有地が含まれていることが明記されていない。

株式会社アクティブ・スクウェア・大東との賃貸借契約又は別契約で、国有地の範囲と使用賃借していることを明記されたい。

公民連携推進室 措置状況

国有地の範囲を明確にするため、大東市と(株)アクティブ・スクウェア・大東とで、賃貸借契約とは別契約を締結いたします。

上記の別契約の締結に向け、近畿財務局と契約書の文言調整を行っているところでございます。

【公民連携推進室】

監査委員 指摘事項

(3) 公民連携事業について

市においては、公民連携推進事業として「アクティブ・スクウェア・大東」と「北条まちづくり推進事業（第1期）」に代表される事業を実施している。

公民連携事業は、名称どおり「公」と「民」が役割分担をもって事業を実施することや事業者が複数であることから、その全体像や成果が分かりにくくなっている。現時点では、市民に対するサービス提供や市の収入等は当初の計画どおりとなっているようだが、民間事業者全体の収支が非常に厳しい事業者もあるように思われる。公民連携事業を担当する部署においては、公民連携の手法を採用した成果等について、そのメリット等を市民に分かりやすく伝えるよう努められたい。

公民連携推進室 措置状況

公民連携推進事業は、将来にわたって豊かな市民生活を実現するため、市が有する公的資源について、公共性に理解を持つ民間事業者による利活用を進め、複数の地域課題に対応する新たな市民サービスを提供する事業です。

地域内の経済を好循環させることで新たな歳入を増やし、結果的に公的負担を抑制し財政構造を変化させ、市政全般の大きな変革を遂げていくという手法のものでございます。

北条まちづくりプロジェクト第I期事業の実施に伴う効果としては、民間企業を新たに、街や施設に迎えることで、エリアに全く新しい街並みや雰囲気形成され、公示地価の上昇だけでなく、北条エリアについては土地活用モデル大賞（審査員賞）、都市景観大賞（国土交通大臣賞）を受賞しております。

公だけでは実現できなかったエリア価値の向上という初期の目標は概ね達成できたものと認識をしております。

近年、新型コロナウイルスの感染症流行拡大に伴う営業の自粛要請などから、収支に及ぼした影響も少なからず存在し、プロジェクトごとに行政が果たす役割も異なることから、今後は、節目ごとに、行政の役割が適正かどうか、事業評価・検証を確実にを行い、改善のサイクルをまわしながら、民間企業と共に進め、市民にその成果をわかりやすく HP 等でも周知してまいります。

【公民連携推進室】【行政サービス向上室】

監査委員 指摘事項

(4) 公民連携事業について

国では令和3年9月にデジタル庁を設置し、遅れていた行政事務のDX（デジタル・トランスフォーメーション）化を推進しているところである。

本市においても電子決裁をはじめとする事業に取り組まれているが、両室では主に庁内から送付されるメールを、個々の職員に送付することにより紙媒体での回覧の代わりとしたり、電子媒体のまま保管するなど、文書取扱規程に反した取扱いを行っている。

現時点はDX化への過渡期であり、試行錯誤の一態様と捉えているが、文書取扱規程は市自らが定めたルールであり、これに反することがあってはならない。DX化に先立つ試行による情報収集の場合であっても、そのルールを文書担当課と協議し、規程の一部改正を行うなど適正な文書の取扱いに努められたい。

公民連携推進室 措置状況

公民連携推進室では、社会情勢を鑑み、また国の動向について情報収集、分析を行い、また庁内のDXワーキングチームのメンバーが複数いたことから、その経験も活かしながら、行政事務のDXを推進しております。しかし、今回の監査委員の指摘事項を踏まえ、文書取扱規程を再度確認し、規定に準じた取扱いを実施しているところでございます。

今年度、文書担当課である総務課と行政サービス向上室とで連携し、「文書管理・電子決裁システム」の導入を進めているとお伺いしているため、それに伴うペーパーレス化の推進や文書の電子化の動きを確認しながら、今後の行政事務のDXに対応していきたいと考えております。

行政サービス向上室 措置状況

ご指摘の内容を踏まえ、文書取扱規程に準じて、紙媒体での文書受付、保管を行うよう、室内での文書の取扱いの見直しを行いました。

今後につきましては、今年度、文書担当課である総務課と当室とで連携し、「文書管理・電子決裁システム」の導入を進めておりますので、それに伴うペーパーレス化の推進や文書の電子化の動きと合わせて、適正な文書の取扱いができるよう、文書取扱規程の改正も含めたルールの見直しを担当課と協議調整してまいります。

【行政サービス向上室】

監査委員 指摘事項

(5) 令和2年度の決算審査で発覚した事項について

令和3年8月に行った決算審査の中で、令和2年度の支払を失念し、令和3年度に支払った事例が発見された。これについては「支払い事務を行う担当者を明確にし、伝票受領時に速やかに支払い処理をするよう、徹底する」旨の改善策が示されたところであるが、今回、令和3年度の事務においても「未払いの納品書と請求書が支払済の物品発注伝票の綴りに一緒に保管されている状態」を確認した。

全く同一の状況を、しかも発覚から半年で再現するという状況は前代未聞であり言語道断である。関係者と組織の猛省と確固たる改善策を求める。

行政サービス向上室 措置状況

本件につきましては、物品発注に係る一連処理の流れについて室内職員の理解度に差異があり、決裁済み会計書類（負担行為伺）が回付されたことにより、同書類に請求書、納品書が添付されているにもかかわらず見落とし、支払処理済みであると錯誤して文書綴りに保管してしまったことが原因であります。

本事案に対しまして庶務担当者は、毎月末に公会計システムの「歳出伝票一覧表」により、物品発注にかかる費目について「負担行為伺」、「負担行為」、「支出命令」の一連の支出処理が完了しているかの確認を行っております。完了していないものがあれば、物品発注者を特定し、どのような段階（納品待ち、修理完了待ち、請求遅れ等）であるかを確認し、同時に物品調達関係綴りに「物品受領印欄」に物品取扱員の押印の無い「支出未済伝票」が綴じられていないか、誤って他の文書綴りなどへ混入していないか等を確認することにより、未払い状態を招くことの無いよう是正いたしました。今後は、会計規則を遵守し、適正な支払業務の遂行に努めてまいります。

【行政サービス向上室】

監査委員 指摘事項

(6) 文書の取扱いについて

電子データによる文書の取扱いに関連するところではあるが、あるはずの文書がファイルに綴じられていない、收受文書の受付印がない、文書分類表に登録されていない簿冊がある、起案書の記載が不十分であり当事者以外には事実が伝わらないなど、文書作成と文書管理に関して多くの不適切な点があった。

文書事務は職員の基本であることを肝に銘じ、文書取扱規程に基づき適切に取り扱われたい。

行政サービス向上室 措置状況

この度の不適切な文書事務の取り扱いに関して、その要因は業務の効率化を図ろうとするあまりに、性急に事務処理を行っていたことにあると考えております。御指摘を受けまして、室内で協議を行い、本業務に対し、室内全職員が本市の「文書取扱規程」並びに「文書事務の手引」等の内容を再確認するとともに、文書等の処理に関し、決裁権者及び文書主任による指導並びに確認を徹底した上で適正な文書管理及び文書起案者による適切な文書作成が遂行できるよう改善いたしました。今後はこのようなことがないよう、文書取扱規程に基づき適切な文書事務を行います。